

【精神障害者保健福祉手帳関係】

○精神障害者保健福祉手帳の交付申請に係る事実についての審査

(問1) 2019年6月1日に精神障害者保健福祉手帳の交付申請を受けた際に、請求者から公的年金を受給しているとの申し出があったため、日本年金機構へ照会を行い、その受給状況を確認した上で、次に行うべき事務は以下のどちらか。

- ① 必要な情報を得られたため、認定を行う。
- ② 得られた情報照会結果では、認定のため必要な情報を満たすかどうか不明のため、他の方法を検討する。

試験用個人番号：[718811047668]

〈情報照会マニュアル P6, 8-10 参照〉

(解答) ①

<解説>

- 日本年金機構に照会（照会条件：申請日の日付時点指定）すると、以下の「情報照会結果画面のイメージ」の通り、情報照会結果が得られる。

(情報照会結果画面のイメージ)

| 年金給付記録情報 | |
|---------------|--------------|
| 年金の種類（年金コード） | 1350 |
| 年金基本情報 | |
| 受給年金制度情報 | 国民年金 |
| 年金決定年月日 | 2018-05-11 |
| 受給権発生年月日 | 2018-02-11 |
| 受給権失権年月日 | ReasonOfNull |
| 年金支給停止理由コード | 00 |
| 障害初診年月日 | 1994-06-28 |
| 障害等級コード | 2 |
| 障害年金決定原因コード | 16 |
| 障害傷病名コード（その1） | 06 |
| 障害診断書コード（その1） | 7 |
| 年金支払情報 | |
| 年金支払年月日 | 2019-04-15 |

以下、マニュアル P6 の付番に従い解説する。

- 確認作業 A により、「受給権失権年月日」が「Reason of null」であり、「年金支給停止理由コード」が「00」であるため、当該申請者は「基本情報有」と判断。
- また、「年金支払年月日」が「2019-04-15」であり、申請の前々月であることが確認できることから、「支払情報有」と判断。
- 確認作業 B により、「障害傷病名コード」が「6（精神障害）」かつ「障害診断書コード」が「7（精神障害）」のため、精神障害により障害年金を受給していることが確認できたことから、認定を行うことができる。

○精神障害者保健福祉手帳の更新申請に係る事実についての審査

(問2) 2019年6月1日に精神障害者保健福祉手帳の更新申請を受けた際に、請求者から公的年金を受給しているとの申し出があったため、日本年金機構へ照会を行い、その受給状況を確認した上で、次に行うべき事務は以下のどちらか。

- ① 必要な情報を得られたため、認定を行う。
- ② 得られた情報照会結果では、認定のため必要な情報を満たすかどうか不明のため、他の方法を検討する。

試験用個人番号 : [247464666260]

〈情報照会マニュアル P6, 11-13 参照〉

(解答) ②

<解説>

- 日本年金機構に照会（照会条件：申請日の日付時点指定）すると、情報照会結果はエラーとなる。
- 情報照会により必要な情報が得られない場合には、以下のような方法により認定事務を行うことが考えられる。
 - ・ 副本更新スケジュールにより情報が確認できないことが考えられるため、同月又は翌月の18営業日以降に再度情報照会を行う。
 - ・ 情報照会結果から基礎年金番号を確認し、それを用いて日本年金機構へ公用照会を行う。
 - ・ 必要に応じて照会先機関にご連絡の上、従前から確認に用いていた他の手段（診断書を提出いただく、年金振込通知書を確認する等）により認定事務を行う。

○精神障害者保健福祉手帳の等級変更申請に係る事実についての審査

(問3) 2019年6月1日に精神障害者保健福祉手帳2級への等級変更申請を受けた際に、請求者から公的年金を受給しているとの申し出があったため、日本年金機構へ照会を行い、その受給状況を確認した上で、次に行うべき事務は以下のどちらか。

- ① 必要な情報を得られたため、認定を行う。
- ② 得られた情報照会結果では、認定のため必要な情報を満たすかどうか不明のため、他の方法を検討する。

試験用個人番号 : [576660911927]

〈情報照会マニュアル P7-13 参照〉

(解答) ②

<解説>

- 日本年金機構に照会（照会条件：申請日の日付時点指定）すると、以下の「情報照会結果画面のイメージ」の通り、情報照会結果が得られる。

(情報照会結果画面のイメージ)

| 年金給付記録情報 | |
|---------------|--------------|
| 年金の種類（年金コード） | 1350 |
| 年金基本情報 | |
| 受給年金制度情報 | 国民年金 |
| 年金決定年月日 | 2016-09-02 |
| 受給権発生年月日 | 2016-01-28 |
| 受給権失権年月日 | ReasonOfNull |
| 年金支給停止理由コード | 00 |
| 障害初診年月日 | 1979-03-07 |
| 障害等級コード | 2 |
| 障害年金決定原因コード | 8 |
| 障害傷病名コード（その1） | 25 |
| 障害診断書コード（その1） | 00 |
| 年金支払情報 | |
| 年金支払年月日 | 2019-04-15 |

以下、マニュアル P7 の付番に従い解説する。

- 確認作業 A により、「受給権失権年月日」が「Reason of null」であり、「年金支給停止理由コード」が「00」であるため、当該申請者は「基本情報有」と判断。
- また、「年金支払年月日」が「2019-04-15」であり申請の前々月であることが確認できることから、「支払情報有」と判断。
- 確認作業 B により、「障害傷病名コード」が以下の公用照会不要なパターン以外のため、精神障害により障害年金を受給していることが確認できない。
- 情報照会により必要な情報が得られない場合には、以下のような方法により認定事務を行うことが考えられる。
- ・ 副本更新スケジュールにより情報が確認できないことが考えられるため、同月又は翌月の 18 営業日以降に再度情報照会を行う。
 - ・ 情報照会結果から基礎年金番号を確認し、それを用いて日本年金機構へ公用照会を行う。

- ・ 必要に応じて照会先機関にご連絡の上、従前から確認に用いていた他の手段（診断書を提出いただく、年金振込通知書を確認する等）により認定事務を行う。

（公用照会不要なパターン）：マニュアル P10 より抜粋

- ・ 「傷病コード 6（精神障害）」と「診断書コード 7（精神障害）」又は「診断書コード 1（永久固定）」との組み合わせ
- ・ 「傷病コード 7（脳血管疾患）」、「傷病コード 14（その他の外傷）」又は「傷病コード 19（中枢神経の疾患）」と「診断書コード 7（精神障害）」との組み合わせ